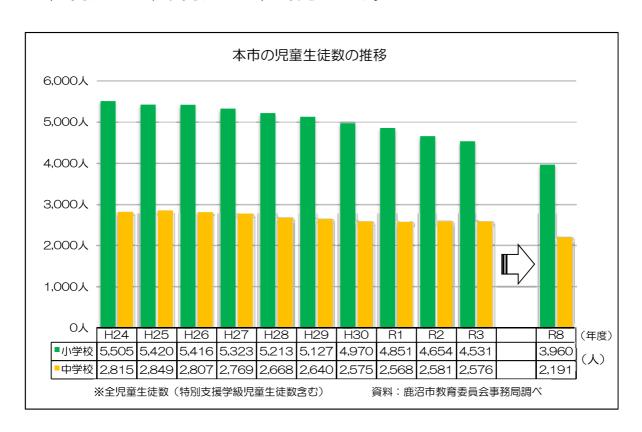
第3章 本市の教育に関する現状

1 学校教育に関すること

(1) 児童生徒数の現状と推移

令和 3(2021)年 5 月 1 日現在の本市の小中学校数は、小学校 24 校、中学校 10 校の計 34 校で、児童生徒数は、小学校 4,531 人、中学校 2,576 人の計 7,107 人となっています。

今後の児童生徒数を推計すると、令和 8(2026)年度には、小学校 3,960 人、中学校 2,191 人の計 6,151 人になるものと予測され、令和 3 年度から令和 8 年度までの減少率は、全体で 13.5% (小学校:12.6%、中学校:14.9%) と見込まれます。



(2) 子どもたちの学力

ア 全国学力・学習状況調査

文部科学省は、平成 19(2007)年度から小学校第6学年の児童と中学校第3学年の生徒を対象に、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的として、「全国学力・学習状況調査」※を実施しています。

イ 本市の調査結果

国語と算数・数学の 2 教科の調査結果を全国平均正答率と比較すると、本市の小中学生の令和元(2019)年度の学力の状況は、小学校では国語・算数ともに同程度であり、中学校では、国語が同程度、数学がやや劣っているという結果が出ています。また、調査問題は、平成 30 年度までは各教科ともに、知識力を問う問題(A)と知識活用力を問う問題(B)の 2 種類に分かれています。令和元(2019)年度からは、A・Bを分けずに一体的に出題され、総合した結果となっています。平成 30(2018)年度までの結果から、各教科における問題(B)は、小学校ではやや劣る、中学校では同程度であると出ています。

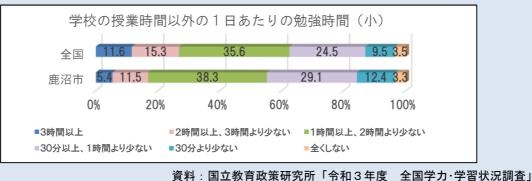
また、令和 3 (2021)年度に実施された児童生徒質問紙調査の結果では、本市の小中学生は、「学校の授業時間以外に学習している」割合は高いが、「1日あたりの勉強時間1時間以上」の割合が全国と比較して低くなっています。令和元(2019)年度の調査では、中学生がテレビやビデオ・DVD 等を視聴する時間が、全国に比べやや長くなっています。

ウ 今後の取組

今後も引き続き、学力向上を目指して、児童生徒の学ぶ意欲を高め、学習習慣を定着させるとともに、学力調査結果分析を基にした実態把握や授業改善等を通して、教師の指導力向上を目指した研修を実施することが重要です。

本市の	「全国学力	• 学習状況調査」	の推移	(全国平均正答率との比較)
オリロマス	・エピテル	丁田がから四田コ	マノコエイタ	

	小学校国語		小学校算数		中学校国語		中学校数学	
	А	В	А	В	А	В	А	В
H28	劣る	やや劣る	やや劣る	やや劣る	同程度	同程度	同程度	同程度
H29	同程度	同程度	同程度	やや劣る	同程度	同程度	同程度	同程度
H30	同程度	やや劣る	やや劣る	やや劣る	同程度	同程度	同程度	同程度
R元	同程度		同程度		同程度		やや劣る	
R3	劣る		劣	る	同程度		同程度	



※全国学力・学習状況調査 小学校第6学年の児童、中学校第3学年の生徒を対象とし、教科に関する調査 (国語、算数・数学等)と、生活習慣や学校環境に関する質問紙調査による調査。

(3) 子どもたちの体力

ア 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

スポーツ庁が令和元(2019)年度に小学校第5学年と中学校第2学年を対象に実施した 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査 | ※の結果を分析すると、本市小中学生に見られ る主な体力に関する現状は以下のとおりです。

- ○体力・運動能力について、女子は小中ともに8種目中6種目が全国平均以上となったが、 男子は小中ともに半数以上の種目において全国平均を下回っている。
- ○「長座体前屈(柔軟性)」と「50m 走(走力、スピード)」の2種目については、小中学 生男女ともに、全国を下回っている。
- ○小中男子は、放課後や休日に運動をする機会(部活動等を除く)が全国より少ない。
- ○「運動を好き」と回答した子供は、「嫌い」と回答した子どもに比べ体力得点が高い。
- ○「1週間の総運動量」が多い子どもは、体力得点が高い傾向が見られる。
- ○朝食摂取の有無や、テレビ・ゲーム・スマートフォンの使用等にかける時間の長短など、 児童生徒の生活習慣は体力との相関が見られる。
- ○体格について、小中学生男女ともに肥満判定の割合が高い。

イ 体力向上に向けた取組

子どもの体力向上を図るためには、小学校体育科及び中学校保健体育科の授業の充実を 図り、運動の本質的な楽しさを味わわせながら、『運動好き』の子どもを育成していくとと もに、保健や他の教科、学校行事等との関連付けを図りながら、運動は健康面においても 重要な役割を果たしていることを理解させる必要があります。

また、体力だけでなく「知・徳・体」をバランスよく育成することが重要であることか ら、各学校において体力面や健康面の課題を明確にし、家庭や地域との連携を図りながら、 全校体制で取り組んでいくことが求められます。

本市の	「全国体力	運動能力、	運動習慣等調査」	の結果	(全国平均との比較)
74V111V7	・エピかり	走却低力、	进划日 良寸则且」	マノルロスト	\ T H 1/2 C V 1/10+X /

学年·男女		小学校第	小学校第5学年		52学年
項		男子	女子	男子	女子
体	身長	同等	高い	低い	低い
格	体重	重い	重い	重い	重い
	握力	下回る	上回る	下回る	上回る
/ -	上体起こし	上回る	上回る	上回る	上回る
体力	長座体前屈	下回る	下回る	下回る	下回る
・運	反復横跳び	上回る	上回る	上回る	上回る
	20m)ัชโมโว้	下回る	上回る	上回る	上回る
動	50m 走	下回る	下回る	下回る	下回る
能	立ち幅跳び	下回る	同等	上回る	上回る
カ	ソフトボール投げ(小) ハンドボール投げ(中)	下回る	上回る	下回る	上回る

資料:スポーツ庁「令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

[※]全国体力・運動能力、運動習慣等調査 全国の小学校第5学年と中学校第2学年を対象とした、8種目の 体力・運動能力調査と、運動に関する意識や生活習慣などに関する質問紙調査からなるもの。

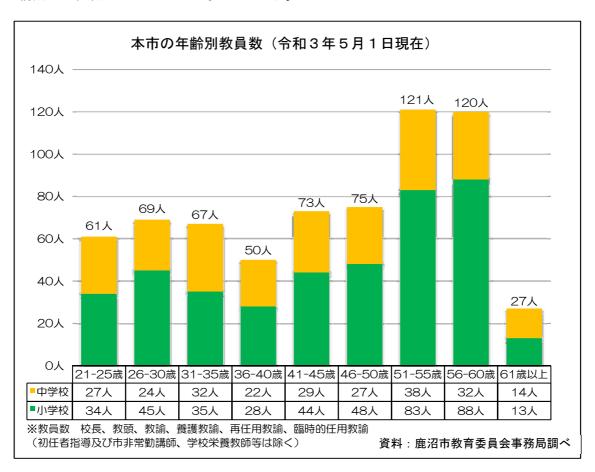
(4) 教員の現状

ア 年齢構成の偏り

令和 3 (2021)年 5 月 1 日現在の本市の小中学校数は、小学校 24 校、中学校 10 校の計 34 校であり、小学校教員は 418 人、中学校教員は 245 人で合計 663 人となっています。

その年齢別の内訳は、21 歳から 30 歳までが 19.6%、31 歳から 40 歳までが 17.6%、41 歳から 50 歳までが 22.3%、51 歳から 60 歳までが 36.3%となっています。特に、51 歳以上の教員の割合が多く、全体の 40.4%を占めています。また、小学校では、51 歳以上の教員が全体の 44.0%になっています。

全体的に 31 歳から 40 歳までの年齢層が薄く、今後教員の大量退職を迎え、教員の年齢 構成は二極化していくものと考えられます。



イ 鹿沼市公立学校非常勤講師の現状

市内の小中学校のうち、多人数学級、複式学級、支援を必要とする学級に、本市独自の制度により鹿沼市公立学校非常勤講師を配置しています。令和 3(2021)年 5 月 1 日現在、62 人を採用し、多様化する児童生徒の教育的ニーズに対応しています。しかし、各学校からの配置要望は年々増加しており、要望通りには配置できていないのが現状です。

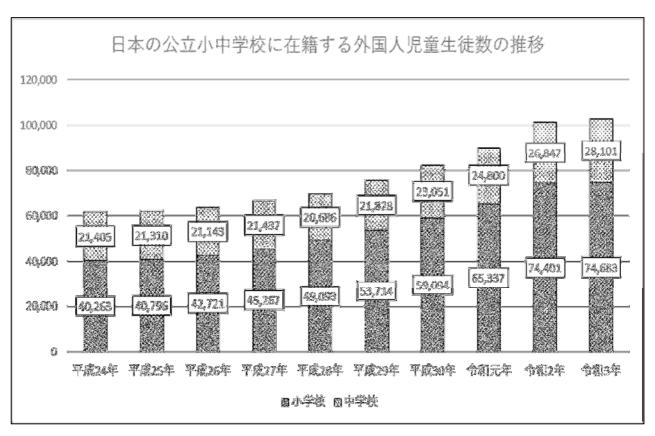
(5) 外国人児童生徒について

ア 本市の状況

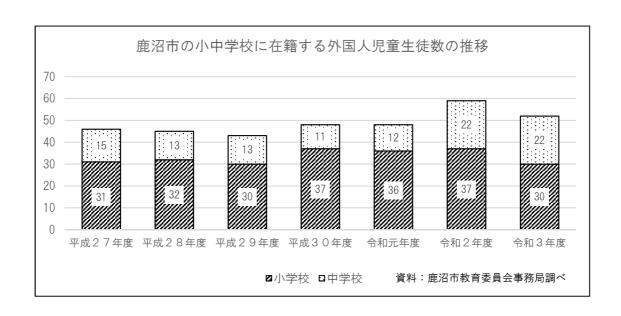
平成31(2019)年4月には、改正入管法が施行され、全国的に外国人児童生徒が増加しており、下の図のように、本市においても全国と同じような傾向が見られます。受入れ体制の整備や共生社会の実現に向けた取組が重要となります。

児童生徒にとっては、日本の学校の教授用語としての日本語は初めて学ぶものであり、 学習は言うに及ばず、学校生活そのものも困難を伴うものです。日本語で日常会話が十分 にできない児童生徒及び日常会話ができても、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活 動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒(以下単に「日本語指導が 必要な児童生徒」という。)は、海外と日本社会の経済状況に影響を受け増え続けています。 現在では、国籍はもとより、母語、母文化、宗教、生活習慣など、多様な背景を伴った児童 生徒が日本の学校に在籍しており、その状況は本市においても同様です。

また、本市においては、令和 3(2021)年度(5 月 1 日現在)在籍する外国人児童生徒が 52 名おり、国籍、または親の出身国はベトナム、ブラジルが多くなっていますが、その他、フィリピン、パキスタン、ペルー、ルーマニア、アルバニアと多様になっています。



出典:文部科学省「学校基本調査」



イ 本市の課題

本市には、外国人児童生徒教育拠点校を東小、みどりが丘小の小学校2校を指定し、日本語指導教室を設置しています。しかし、約半数の児童生徒が拠点校以外に在籍しており、日本語教室での指導を受けられずに、各学校において、個別に対応しています。外国人児童生徒が増加し、多国籍化する中、対応が難しく、教員に過度の負担があることや各校の状況によっては、児童生徒に必要な支援や教育が十分行き届かない可能性が考えられます。

今後、拠点校以外に在籍している児童生徒が拠点校の日本語指導教室において学習する機会が得られるように、拠点校における日本語指導教室の充実を図るとともに、拠点校以外に在籍している児童生徒が拠点校等での学習や学校生活支援を受けられるよう、充実を図るため、体制を整備していく必要があります。



外国語科の授業風景

(6) 特別支援教育について

ア国の動向

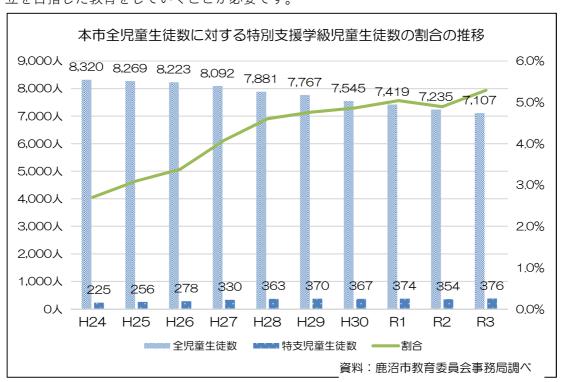
平成 19(2007)年 4 月から学校教育法に「特別支援教育」が位置付けられ、全ての学校種において、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことの必要性が示されました。

また、平成 28(2016)年 4 月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が施行され、障がいのある子どもたちの保護者などから、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、過度な負担にならない範囲で、合理的な配慮を提供することが求められています。

イ 本市の課題

学校においては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指し、状況に応じて個別に必要な合理的配慮を行うことが求められています。また、特別支援教育は障がいのある子どもだけではなく、全ての児童生徒への教育の在り方に関わるものです。そのため、通常の学級・通級による指導・特別支援学級という多様な学びの場が連続性を持ち、全ての場において個別の教育的ニーズに応じた合理的配慮を行うことができるようにしなくてはなりません。

本市においては、児童生徒数が減少している中、特別支援学級の児童生徒数は過去 5 年間ほぼ横ばいとなっています。学校・教育委員会では、特別な教育の場を適切に設置・活用しながら、全ての子どもたちが共に学べるため仕組みを整え、全ての学びの場において全教職員が合理的配慮を提供できるよう努めなければなりません。そのため、本人・保護者の教育的ニーズを的確に把握し、子どもたち一人ひとりの自己有用感を高め、将来の自立を目指した教育をしていくことが必要です。



(7) 不登校児童生徒について

ア 本市の現状

不登校については、『何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは、社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)をいう』と定義されています。本市ではこの定義に則り、市独自の欠席状況調査を実施しています。下のグラフは本市の平成22(2010)年度から令和元(2019)年度までの10年間の不登校児童生徒数及び出現率を表しています。出現率で比較すると平成22(2010)年度から平成30(2018)年度において、全国や県の数値を下回っていました。しかし、令和元(2019)年は県の数値(2.08%)は下回ったものの、全国の数値(1.88%)をわずかに上回りました。



イ 本市の課題

『令和元(2019)年10月25日付の文部科学省『不登校児童生徒の在り方について(通知)』より、これまでの不登校施策に関する通知が整理され、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方を県が次のように捉え、『不登校児童生徒については、個々の状況に応じた支援を行うことが必要であり、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指します』と明記されています。

本市としてもこの方針を受け、学校と緊密な情報共有を図りながら、各学校が家庭や様々な関係機関等と連携を図り、不登校児童生徒に対する早期の支援を効果的に推進していくことができるように、教育相談室での相談業務の充実や適応指導教室等の円滑な運営などの取組を通して支援体制を確立することが必要です。

2 学校の施設等に関すること

(1)教育の ICT 環境の整備状況

最近では、GIGA スクール構想に基づき、教職員負担軽減のため校務支援システムの導入や児童生徒1人1台タブレット端末の導入、高速回線への校内 Wi-Fi 環境の整備、普通教室全クラスへの大型ディスプレイの導入など小中学校における ICT 環境の整備が急速に進みました。

一方で、教員の技術力向上が課題であり、今後も継続的に ICT 支援体制を強化する必要があります。

また、急速に整備が進んだ ICT 機器について、適切な時期での更新や今後新たな GIGA スクール構想へ対応するために必要な ICT 機器の整備やシステム更新などを計画的に進める必要があります。



タブレットの授業での活用

(2) 学校施設の現状

ア施設の現状

本市の学校施設は、次ページ表のとおり築 30 年を経過した校舎や屋内運動場が約 69% を占め、そのうち、文部科学省が長寿命化事業の対象の基準としている「築 40 年以上」の施設は、校舎では全体の約 32%、屋内運動場では全体の約 35%となるなど、施設の更新時期を迎えています。

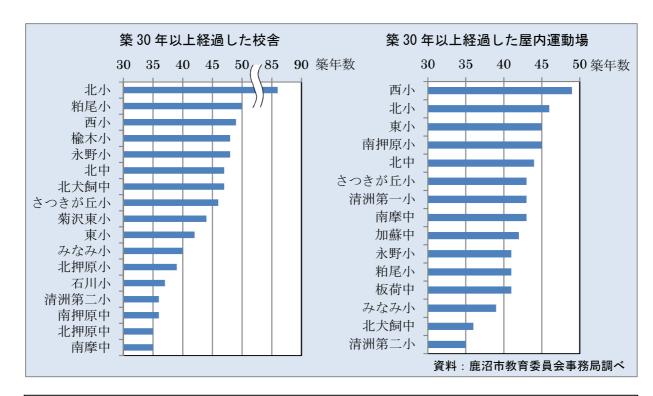
今後、学校施設の更新時期がピークを迎える中、子どもたちの多様なニーズに応じた教育環境の向上と長寿命化に向けた一体的な整備が求められています。

イ 施設の課題

更新時期を迎えた校舎や屋内運動場等の屋根からの雨漏りへの対応に加え、給排水設備及び電気設備の故障対応が喫緊の課題となっています。また、地球温暖化に伴う熱中症対策やコロナ禍での生活環境の変化など、子どもたちを取り巻く社会環境の変化に対応するため、トイレの洋式化やエアコン整備のほか、障がいのある児童生徒等も安心して学習・生活することができるようにするためのバリアフリー化の整備など、大規模な改修を計画的に進め、安全で快適な教育環境の整備を図っていく必要があります。

(3) 学校給食施設の現状

本市の学校給食施設は、センター方式2か所、親子方式5か所、単独実施校が5か所あり、毎日約8,000食の給食を提供しています。そのうち特にセンター方式の共同調理場は建設後20年以上が経過し、設備の修繕・改修の費用は年々増加しています。学校給食衛生管理基準に沿って、安全安心な学校給食を安定的に提供するため、計画的に施設・設備を整備していく必要があります。



小中学校施設(校舎・屋内運動場)の建築時期 屋内 屋内 屋内 学校名 学校名 校舎 学校名 校舎 学校名 校舎 校舎 運動場 運動場 運動場 運動場 みどりが丘小 中央小 H22.9 H23.6 H4.12 H4.12 清洲第一小 H8.3 S53.12 東中 H13.10 H24.3 S54.8 S51.3 北押原小 S57.12 清洲第二小 東小 S62.2 S60.1 S61.7 西中 H16.12 H20.2 西小 S47.3 S47.3 加園小 H6.9 H6.11 永野小 S48.3 S55.12 北中 S49.3 S52.1 北小 S10.8 S50.3 板荷小 H2.5 S62.2 粕尾小 S46.7 S55.2 北犬飼中 S49.3 S60.2 菊沢東小 S52.12 H17.12 南摩小 S62.3 S63.2 北押原中 S61.6 H29.3 菊沢西小 H15.11 加蘇中 S54.2 H2.3 上南摩小 H3.5 H1.1 H1.3 石川小 S59.2 S62.8 南押原小 S51.3 板荷中 H7.7 S55.2 S63.7 津田小 H14.12 S63.3 楡木小 S63.7 S51.3 南摩中 S61.8 S53.2 池ノ森小 H1.4 H1.3 みなみ小 S56.2 S57.1 南押原中 S60.2 H7.12 S50.4 粟野小 粟野中 さつきが丘小 S53.3 H26.3 H26.10 H14.10 H14.10

※表の網掛けは、過去に大規模改修を行った施設です。

資料: 鹿沼市教育委員会事務局調べ

く参考>

工。6. 为有风足地区00 定来的 例 (1) 一 1 人 (2) 1								
施設名	建築時期	施設名	建築時期					
市民情報センター	平成11年11月	市民文化センター	昭和59年10月					
文化活動交流館	平成14年10月	川上澄生美術館	平成 4年 9月					
自然体験交流センター	平成17年 9月	鹿沼総合体育館	平成10年 5月					
図書館(本館)	平成 元年10月	鹿沼市体育館	昭和50年 3月					
図書館(粟野館)	平成 2年11月	鹿沼運動公園	昭和 51 年~57 年					
図書館(東分館)	平成16年 7月	粟野総合運動公園	平成11年 4月					

主な教育関連施設の建築時期(小中学校以外の施設)

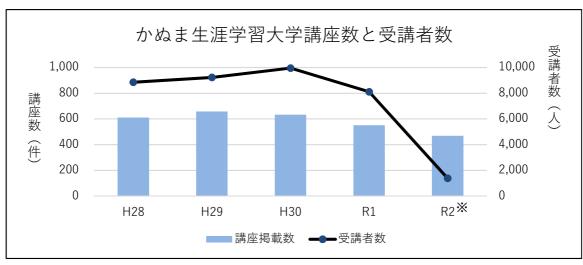
資料: 鹿沼市教育委員会事務局調べ

3 生涯学習に関すること

(1) 生涯学習の推進

本市の生涯学習の取組は、市民一人ひとりの学びがグループ活動や地域活動などに発展し、市民と行政の協働による「学びの輪」となって広がってきました。また、かぬま生涯学習大学においては、さまざまな学習情報を体系化し、生涯学習総合情報誌やHP等で市民に提供してきました。

しかしながら、近年は社会状況の変化に伴って必要とされる学びの形も多様化し、特に新型コロナウィルス感染症を契機とした新しい生活様式に対応するため、オンラインによる学びの機会の需要が高まっています。新たな時代に対応した学びの場の充実を図り、「いつでも、どこでも、だれでも学べるまち」の実現を図ることが必要です。



※新型コロナ感染症による施設利用制限あり

資料: 鹿沼市教育委員会事務局調べ

(2) 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

家庭教育は、本来親の責任と判断において行われるものですが、核家族化の進展や、地域のつながりの希薄化により、家庭の教育力の低下が指摘されています。また学校においても、教員の抱える負荷の増加が問題視されており、働き方改革を進める必要があります。さらには児童虐待や不登校などの諸問題も深刻化している状況にあり、これらの課題は、個々の家庭や学校だけでなく社会全体で解決する必要があります。

そのため、これまで以上に学校と地域の連携・協働を推進するため、平成 29(2017)年度より「コミュニティ・スクール」の導入検討を開始、令和 3(2021)年度までに 5 校において導入し、「地域とともにある学校づくり」を目指して熟議を重ねています。

また学校と地域の連携を担う「地域コーディネーター」や「学校支援ボランティア」の人材 育成、家庭教育学級の支援、学校や公共施設などを拠点とした「放課後子ども教室」や「待機 スペース|事業など、多角的な活動支援・子育て支援をしていく必要があります。

さらには、学校や地域のボランティア等と連携し、学校(児童生徒)の安全安心な環境を確保するため持続可能な様々な活動が求められています。

(3) 青少年健全育成活動の推進

青少年期は、学校や家庭、地域社会における様々な人との交流の中で、心豊かな人間性や自主性、協調性などを育む重要な時期です。しかし、近年、少子化や家族形態の多様化、地域社会のつながりの希薄化、高度情報化など青少年を取り巻く環境が大きく変化しています。未来を担う子どもたちを健やかに育むため、学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を自覚し、地域全体の輪を広げるとともに、各種青少年育成団体の活動を支援することが重要となります。

青少年育成市民会議では、規範意識を高める研修会や啓発活動を通して、大人の関わり方を 学ぶ機会を提供しています。子ども会連合会では、自然体験活動や、異年齢間の交流活動を通 して、他人の気持ちを考え対話できる人材育成に取組んでいます。また、少年指導センターで は、少年指導員と連携し、街頭指導や啓発活動を通して、青少年の健全育成を図っています。

児童数に占める鹿沼市子ども会連合会々員数の割合								
	H28 H29 H30 R1 R2							
全児童数(人)	5,213	2,127	4,970	4,851	4,654			
加入数(人)	4,881	4,769	4,547	4,394	4,191			
加入割合 94% 93% 91% 91% 90%								

資料: 鹿沼市教育委員会事務局調べ

(4) 青少年の主体的な社会参画の促進

次代を担う青少年の社会参画意識を高めるため、青少年の自主的な活動を促進するとともに、 地域活動に取り組みやすい環境づくりを図っています。

実行委員会形式により若者のアイディアを取り入れた「鹿沼市 20 祭」は、参加者から高い満足度を得ており、終了後も継続した活動につながるよう支援しています。

また、高校の課題解決型授業では、地域と関わりながら身近な課題に取り組むことで、地域の担い手づくりの育成を支援しています。

(5) 自然体験活動の推進

自然体験や生活体験が豊富な子どもは、自己肯定感が高く、道徳観や正義感が育つ傾向にあります。自然体験交流センターでは、小中学校で実施している自然生活体験学習の受入施設として、子どもたちが主体的に考え自ら解決策を見出していくプロセスを重視したプログラムを提供しています。また、「わくわくネーチャー事業」を中心に、自然体験を通した親子の触れ合いや地域の人々との交流を促進する事業を展開しています。

自然生活体験学習受入れ状況									
	H28 H29 H30 R1 R2 ※								
小学校	906	927	830	839	727				
中学校	846	866	818	872	512				
計	1,752	1,793	1,648	1,711	1,239				
利用学校数	33 校	35 校	30 校	34 校	20 校				

[※] 新型コロナ感染症による利用制限あり

資料: 鹿沼市教育委員会事務局調べ

4 図書館に関すること

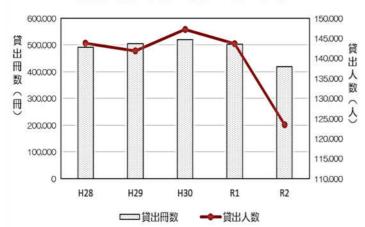
(1) 市民の読書活動の推進

市民にとって身近な学びの場となっている図書館ですが、ここ数年は利用者の減少が目立つようになってきました。パソコンやタブレット、スマートフォン等の普及やそれを活用したソーシャルメディアの台頭も要因の一つに考えられます。

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要であります。

図書館では市民の読書活動を推進するため、年代に応じた図書や資料の収集・提供を行っているほか、各種イベントの開催、市民ニーズに即した情報発信等、利用しやすい環境づくりを進めています。

図書の貸出冊数と貸出人数の推移



「おはなし会」事業の参加者

資料: 鹿沼市立図書館調べ

(2)子どもの読書活動の推進

「第3次鹿沼市子どもの読書活動推進計画」に基づき、主に18歳までの子どもを対象とした各種事業を展開してきました。事業推進のために、「図書館」がキーとなり庁内の関係部門・学校図書館支援員・ボランティア団体等との連携を図り、ブックスタートやおはなし会、家読(うちどく)の推進など、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動を支援しています。

(3)快適な施設運営

施設の更新時期を迎え、不具合も多く見受けられるようになってきましたが、そのような状況下であっても、少しでも利用しやすい環境とするのは、図書館職員に課せられた使命の一つであります。市民が使いやすく、また今までの図書館とはちょっと違ったイメージを醸し出すのも重要な視点であり、くつろぎスペースや Wi-Fi の整備・BGM・物販コーナーの新設など、新たな息吹を呼び込んでいます。

5 文化振興に関すること

(1)主体的な文化活動と特色ある文化の形成

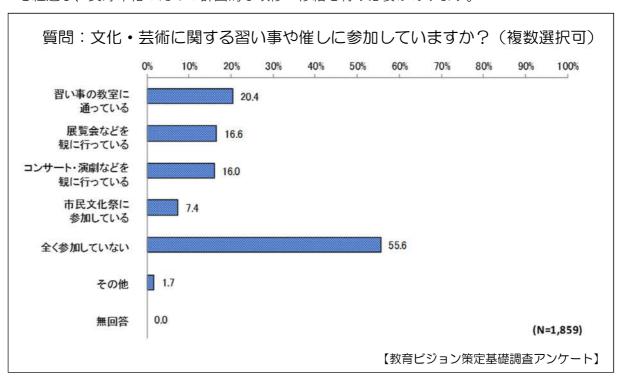
本市では、古くから多彩な文化芸術活動が営まれてきました。文学では明治時代からの俳句結社「鹿鳴連」、短歌の半田良平、児童文学の千葉省三などが活躍したほか、大正 4(1915)年には鹿沼町に県内でも早い時期に図書館が整備されるなど、文化芸術の先進地の一つでした。戦後においても郷土史団体「鹿沼史談会」が現在まで 70 年以上活動を続けているほか、市民文化祭も 40 年以上の歴史を誇っています。

現在も市内では多種多様な文化芸術活動が営まれ、文化協会をはじめとした各種団体の活動も活発に行われています。また、ジュニアフィルハーモニーやさつきドリーマーズなどの音楽活動団体や、学校単位でのオーケストラ活動など、青少年の文化芸術活動も盛んです。

しかし、近年は少子高齢化社会の進展により、文化芸術の担い手や、市民文化祭の参加者の高齢化・固定化が顕著になり、活動の次世代への継承が大きな課題になっています。また、ICT(情報通信技術)の急速な普及・発展により、従来の活動の担い手と若い世代との情報格差が広がり、活動の情報が次世代に伝わりにくくなっています。さらには、趣味嗜好の多様化が進み、若い世代の関心が従来の文化芸術分野に収まらなくなっており、教育ビジョン策定基礎調査アンケートによると「文化・芸術活動に全く参加していない」との回答が50%を超えている現状です。

こうした現状を踏まえ、市民が主体的に取り組む文化芸術活動を、次世代にどのように継承 し、担い手の後継者をどのように育成してくのかが、重要な課題になっています。

また、文化芸術活動の拠点施設である文化の杜(市民文化センター)は、開館から35年以上を経過し、長寿命化のための計画的な改修・修繕を行う必要があります。



(2)地域資源の継承と郷土学習の推進

各地に残された有形・無形の文化財や、 史跡、天然記念物、景観、年中行事、生 活文化等の地域資源は、歴史、文化等の 正しい理解のために欠くことができませ ん。それらの地域資源は地域の特色を伝 え、地域の将来の振興の基礎となるもの でもあるため、住民共有の財産として守 り伝えていく必要があります。前述のアン ケートでは「地域コミュニティの維持の

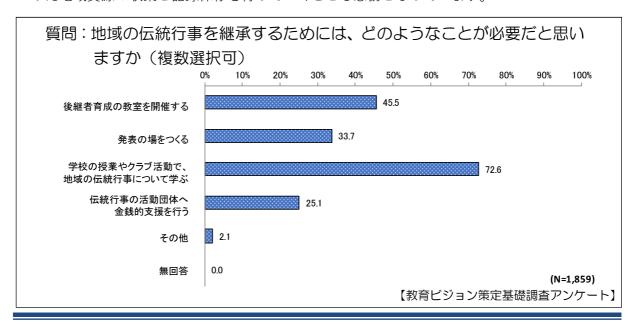


板荷小での地元の文化財を用いた授業支援

ため、地域の伝統行事は大切だと思いますか」の質問に87.5%の人が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答しており、地域資源の継承の重要性が認識されています。また、下図のように学校などでの郷土学習の推進が求められていることも分かります。

本市では、市内の歴史・文化・自然の調査をとおして、文化財の指定・登録を行い、継承のために地域と一体となった支援策を講じてきました。さらに、豊かなまちづくりと遺跡の保護のために埋蔵文化財の調査を推進するとともに、各地に残された古文書や民具・自然史資料・歴史公文書等の調査・収集を行っています。これらの成果は、学校や各種団体における郷土学習に活用しています。

平成 30(2018)年、文化財保護法が改正され、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会全体で継承していくことが目指されるようになりました。また、少子高齢化と過疎化の進行、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う生活様式の変化は、これまで長い間守り伝えられてきた地域資源の継承に深い影を落としています。郷土学習を推進し、郷土の歴史・文化・自然に対する正しい理解と愛着を育むことで人口減少対策とするとともに、地域資源の守り手や担い手の支援・育成を行い、地域社会全体で地域資源を継承する仕組みをつくっていく必要があります。また、専門的見地にもとづく地域資源の継続的な調査や、継承が困難になった地域資源の収集と記録保存を行っていくことも急務となっています。



(3)博物館等活動の推進

平成 30(2018)年の文化財保護法改正による地域社会全体での文化財の継承が求められる中、令和元(2019)年には第 25 回 ICOM (国際博物館会議) 京都大会の決議として博物館の「文化の結節点」としての役割が採択されました。これをうけて令和 2(2020)年には日本学術会議が博物館の機能強化や、文化財保護法と博物館法を一元化した新法制定の必要性を提言し、文化庁文化審議会博物館部会が観光・地域振興を含めた博物館法の改正に向けた議論を進めるなど、地域コミュニティと連携し、保存と活用を両輪とした博物館活動の推進が求められています。

本市では、川上澄生美術館、文化活動交流館郷土資料展示室、仲町屋台公園屋台収蔵庫、木のふるさと伝統工芸館、粟野歴史民俗資料館において博物館活動の成果を公開するとともに、企画展や講座を開催し、市の自然と歴史・文化に根差した特色あるまちづくりや地域振興・観光振興を図ってきました。なかでも川上澄生美術館は、全国に数少ない木版画専門の美術館として企画展を開催し、その魅力を全国に発信してきました。これらの各施設では、平成27(2015)年から鹿沼まるごと博物館基本計画にもとづく多様なテーマの企画展を開催するとともに、各館の連携と市民協働による博物館事業を展開しています。

博物館に期待される社会的役割が高度化・多様化している現状をふまえて、現在の取り組みを充実させるとともに、地域資源のさらなる調査や、魅力の磨き上げ、発信を行い、地域振興や観光振興につなげる必要があります。さらに、これらの地域資源の活用によって、地域資源の保護に対する理解を促進し、確実に後世に継承していく必要があります。



収集・調査した作品を企画展ごとに異なるテーマで 紹介する川上澄生美術館



市民協働の調査研究・企画で実施したまるごと博物館特別展「ちょっと昔の南押原」



第4回企画展「明神前のモノ語りー 縄文人の知とこころ」

6 スポーツ振興に関すること

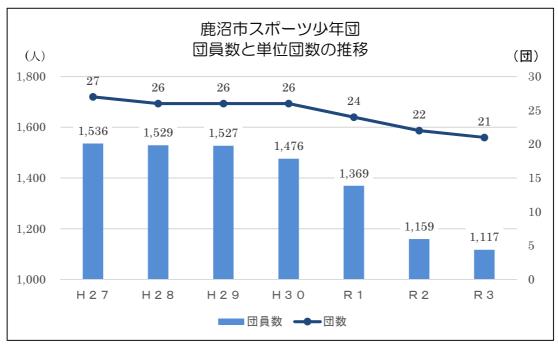
(1)スポーツの取組と現状

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとされていますが、 近年の少子高齢化や生活様式の変化などにより、スポーツの果たす役割は、体力向上や健康増 進だけでなく、地域コミュニティの活性化等、健康で活力に満ちた地域社会を形成する上で、 欠かせないものとなっています。

ア 子どもの運動やスポーツ活動

スポーツに親しむ資質や能力の育成等には、幼児期、児童期における豊富な運動遊びの経験が大きく影響を及ぼしますが、近年、子どもが遊びを通して体を動かす機会が減少しています。

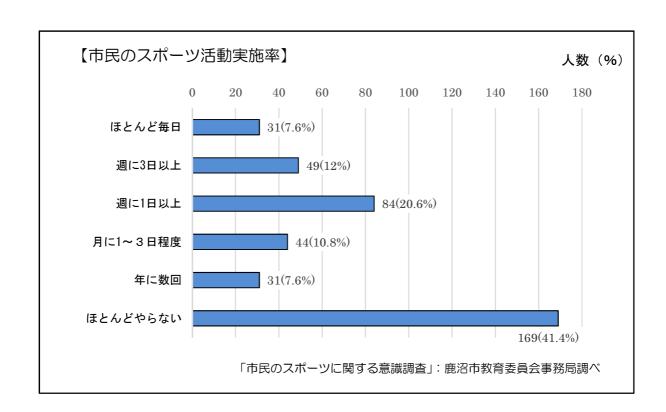
また、鹿沼市スポーツ少年団における単位団数・団員数も年々減少傾向にあり、野球やバレーボール等のチームスポーツにおいては、人数不足によりチームが組めないという問題も出てきています。



鹿沼市教育委員会事務局調べ

イ 成人における運動やスポーツ活動

令和 3(2021)年度に本市が実施した「市民のスポーツに関する意識調査」において、全体的に運動不足を感じる回答が多く、「定期的にスポーツや運動を行っていますか」の質問では、週 1 日以上スポーツを行っていると回答した市民の割合は 40.2 %となっており、30 ~50 代の子育て世代、働き盛り世代のスポーツ実施率が低い傾向となっています。



ウ 高齢者のスポーツ活動の推進

本市における高齢者のスポーツの実施率は、比較的高い傾向にありますが、地域との交流が少なく、出歩くことの少ない高齢者においては、筋力や身体能力が低下し、いわゆる「フレイル」の状態となる傾向が高まっています。

こうした点からも各人の適性や年齢に応じ、無理なく継続的にスポーツ活動が出来ることが生活習慣病の予防・改善や介護予防につながり、健康寿命の延伸を期待させることとなります。

エ 障がい者のスポーツ活動の推進

障がい者のスポーツ活動については、障がいの程度により個々に応じた支援が必要となるとともに、障がい者が容易に施設を利用できるようにしていくことも不可欠です。

パラリンピックの開催により、さまざまな障がいを抱えながら競技する姿は、多様な個人を受け入れる社会の実現の一つの契機となりました。

令和 4 年度には栃木県において、全国障害者スポーツ大会が開催されます。本市も卓球の会場となっており、大会の開催が障がい者スポーツの普及啓発や指導者の育成促進につながることが期待されています。

(2) 地域スポーツの推進

生涯にわたり、年齢や性別、身体の状況に関わりなく、スポーツを続けられる環境づくりに 取り組むために、総合型スポーツクラブなどの地域におけるスポーツ活動が重要となります。 現時点では運営スタッフの高齢化や利用者の固定化などにより、市内各地域への定着には至っ ていませんが、地域の新たな担い手の育成を図り、制度の普及に努めています。



総合型地域スポーツクラブ(北押原地区)



地域スポーツクラブ (東大芦地区)

(3) スポーツ環境の整備

本市では、スポーツ基本法で掲げられている「多様なスポーツ機会の確保のための環境の整 備」を踏まえ、「スポーツでつくる健康都市の推進」の実現に向けた取組方針を定めています。 スポーツ施設の更新については、単純に「施設を維持」するのではなく、その施設の「機能 を維持」できるよう、統廃合・複合化等の検討を図り、計画的な改修等を進めています。

一方、都市公園のスポーツ施設は全て、施設の管理運営面において指定管理者と連携し、市 民サービスの向上と経費の節減を図っています。

また、市民の身近な施設である学校施設をスポーツの場として有効活用を図るため、学校開 放事業を推進し、スポーツ参画人口の拡大と地域コミュニティの強化を推進しています。



自然の森総合公園内「サンエコ自然の森サッカー場|